

大江町地域コミュニティ活動用テント貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、大江町が財団法人 自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業により助成を受け取得したテント及び付属品（以下「備品」という。）を無償で貸出するために必要な事項を定める。

(管理)

第2条 備品の管理については、大江町財務規則（平成17年3月24日規則第4号）及び大江町備品管理要領に基づくものとする。

(名称及び位置)

第3条 備品の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大江町地域コミュニティ活動用テント
- (2) 位置 大江町大字左沢 882 番地の 1

(貸出の対象)

第4条 備品の貸出を受けることができるものは、地域コミュニティ活動を行う町内会、自治会その他町長が特に認める団体等（以下「団体」という。）とする。

(使用の許可)

第5条 備品を使用しようとする団体は、地域コミュニティ活動用テント借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受けつけたときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は当該備品の使用期間が他の団体と重複していないことを確認の上、当該団体に地域コミュニティ活動用テント使用許可書（様式第2号）を交付し、備品を貸し出すものとする。

(使用許可の制限)

第6条 町長は、備品を使用しようとする団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理、運営上支障があるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる指定暴力団体及びその構成員、準構成員並びにその関係者であるとき。

(使用許可の取り消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条各号に該当するに至ったとき。

(備品の返還)

第8条 備品を使用する団体（以下「使用者」という。）は、使用期間が終了したとき又は使用の許可を取り消されたときは、すみやかに備品を原状に復し返還しなければならない。

(損害等)

第9条 使用者は備品を、損傷し又は滅失したときは、これを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月12日より施行する。